



長野県報

7月25日(月)
平成23年
(2011年)
第2287号

目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）	1
公共測量の実施（建設政策課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
特定計量器の定期検査の実施（ものづくり振興課）	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（管財課）	5
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	7
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市計画課）	7
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	8
一般競争入札（2件）（交通政策課）	8
正誤（財政課）	10



長野県告示第536号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり行いました。

平成23年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
未来・ケアサポート合同会社	介護24すずらんの里	長野県諏訪市高島一丁目25番14号72ビル201号	平成23年7月16日

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ショーメゾン	デイサービスセンターソレイユ暖	長野県上田市中野418-1	平成23年7月16日
社会福祉法人暖家	ハートフルノーマライ	長野県長野市鶴賀34番1	平成23年7月16日

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
未来・ケアサポート合同会社	介護24すずらんの里	長野県諏訪市高島一丁目25番14号72ビル201号	平成23年7月16日

(2) 介護予防通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ショーメゾン	デイサービスセンターソレイユ暖	長野県上田市中野418-1	平成23年7月16日
社会福祉法人暖家	ハートフルノーマライ	長野県長野市鶴賀34番1	平成23年7月16日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第537号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（地形図作成）

2 作業期間

平成23年6月23日から平成24年3月11日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第538号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曽建設事務所及び木曽郡南木曽町役場に備え置きます。

平成23年7月25日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
奥志水2号(追加)	右に掲げる土地に存する標柱18号と19号を結んだ線、標柱19号と平成19年6月18日長野県告示第334号で指定した奥志水2号(追加)急傾斜地崩壊危険区域の標柱15号を結んだ線、標柱15号と14号を結んだ線及び標柱14号と右に掲げる地番の土地に存する標柱18号を結んだ線に囲まれた区域。	木曽郡南木曽町	吾妻		4305番1 4328番	18号 19号

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年7月25日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏 文

- 1(1) 道路の種類 国道
 (2) 路線名 141号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字高野町字屋敷裏石合2842番の2地先から	旧	9.5~13.3 m	0.2360 km
南佐久郡佐久穂町大字高野町字翠町517番の1地先まで			
同 上	新	10.0~17.2	0.2332

- 2(1) 道路の種類 国道
 (2) 路線名 299号
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字八郡字大石1745番の2地先から	旧	12.0~20.1 m	0.1618 km
南佐久郡佐久穂町大字八郡字大石1748番の4地先まで			
同 上	新	12.0~31.0	0.1618

- 3(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 川上佐久線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字後田430番の2地先から	旧	9.2~14.5 m	0.0222 km
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字一ノ淵432番の2地先まで			
同 上	新	9.3~26.5	0.0222

- 4(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 梓山海ノ口線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡南牧村大字広瀬字野辺山坂436番の9地先から	旧	4.7~25.6 m	0.2490 km
南佐久郡南牧村大字広瀬字宮ノ沢414番の29地先まで			
同 上	新	4.7~25.6	0.2473

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上畑八千穂停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字穂積字天神町1607番の1地先から	旧	6.2~7.4 m	0.0603 km
南佐久郡佐久穂町大字穂積字天神町1508番の1地先まで			
同 上	新	7.2~15.4	0.0603

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上野小海線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡北相木村字通岩836番の1地先から 南佐久郡北相木村字通岩844番の1地先まで	旧	11.7~19.2 m	0.0772 km
同 上	新	15.6~19.2	0.0772

- 7(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 上野小海線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡北相木村字木次原5617番の8地先から 南佐久郡北相木村字木次原5617番の8地先まで	旧	8.2~20.2 m	0.1325 km
同 上	新	11.4~20.2	0.1334

道路管理課

- (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日
 5(1) 路線名 上畑八千穂停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡佐久穂町大字穂積字天神町1607番の1地先から
 南佐久郡佐久穂町大字穂積字天神町1508番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日

- 6(1) 路線名 上野小海線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡北相木村字通岩836番の1地先から
 南佐久郡北相木村字通岩844番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日

- 7(1) 路線名 上野小海線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡北相木村字木次原5617番の8地先から
 南佐久郡北相木村字木次原5617番の8地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日

道路管理課

長野県計量検定所告示第2号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成23年7月25日

長野県計量検定所長 山 上 繁

長野県佐久建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年8月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年7月25日

長野県佐久建設事務所長 木賀田 敏 文

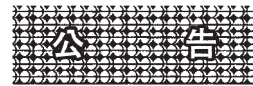
- 1(1) 路線名 141号
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡佐久穂町大字高野町字屋敷裏石合2842番の2地先から
 南佐久郡佐久穂町大字高野町字翠町517番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日
 2(1) 路線名 299号
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡佐久穂町大字八郡字大石1745番の2地先から
 南佐久郡佐久穂町大字八郡字大石1748番の4地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日
 3(1) 路線名 川上佐久線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡佐久穂町大字海瀬字後田430番の2地先から
 南佐久郡佐久穂町大字海瀬字一ノ瀬432番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成23年7月25日
 4(1) 路線名 梓山海ノ口線
 (2) 供用を開始する区間
 南佐久郡南牧村大字広瀬字野辺山坂436番の9地先から
 南佐久郡南牧村大字広瀬字宮ノ沢414番の29地先まで

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小諸市のうち北大井、南大井、三岡及び川辺地区	8月26日 (金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館
小諸市のうち大里、西小諸及び中央地区	8月29日 (月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館
小諸市全域（上記以外の地域を除く）	8月30日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	小諸市相生町3丁目3番3号 小諸市民会館
飯田市のうち龍江、千代、川路、三穂、竜丘、上久堅及び下久堅地区	9月5日 (月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	飯田市龍江4517番地 飯田市龍江公民館

飯田市のうち鼎、伊賀良、山本及び松尾地区	9月6日 (火)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市鼎中平1339番地5 飯田市鼎文化センター	上伊那郡南箕輪村	9月20日 (火)	午前10時から正午まで	上伊那郡南箕輪村4825番地1 南箕輪村役場
飯田市のうち座光寺及び上郷地区	9月7日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市上郷飯沼3145番地 飯田市役所上郷自治振興センター	伊那市のうち長谷地区		午後2時から午後3時30分まで	伊那市長谷溝口1398番地 長谷老人福祉センター
飯田市のうち橋北、橋南、羽場、丸山及び東野地区	9月8日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	飯田市東栄町3108番地1 長野県飯田勤労者福祉センター	伊那市のうち高遠町地区	9月21日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	伊那市高遠町西高遠350番地1 高遠町文化体育館
飯田市全域(上村及び南信濃地区を除く)	9月9日 (金)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 長野県飯田勤労者福祉センター	東筑摩郡筑北村のうち本城地区	9月26日 (月)	午前10時から正午まで	東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場本城総合支所
上伊那郡飯島町	9月12日 (月)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	飯田市東栄町3108番地1 長野県飯田勤労者福祉センター	東筑摩郡筑北村のうち坂北地区		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡筑北村坂北2187番地 筑北村役場
上伊那郡中川村	9月13日 (火)	午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡飯島町飯島2537番地 飯島町役場	東筑摩郡筑北村のうち坂井地区	9月27日 (火)	午前10時から午前11時30分まで	東筑摩郡筑北村坂井5711番地1 坂井公民館
上伊那郡宮田村	9月14日 (水)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡中川村大草4045番地 中川村基幹集落センター	東筑摩郡麻績村		午後1時から午後3時まで	東筑摩郡麻績村麻績3837番地 麻績村役場
上伊那郡箕輪町	9月15日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場	東筑摩郡山形村	9月28日 (水)	午前10時から正午まで	東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場
上伊那郡辰野町	9月16日 (金)	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10286番地1 箕輪町産業会館	東筑摩郡朝日村		午後1時30分から午後3時まで	東筑摩郡朝日村大字古見1286番地 朝日村中央公民館
				上高井郡小布施町	9月29日 (木)	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 小布施町役場
				上高井郡高山村	9月30日 (金)	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館
				千曲市のうち森、倉科、生萱、雨宮及び土口地区	10月3日 (月)	午前10時30分から正午まで	千曲市大字生萱120番地 千曲市東部体育館
				千曲市のうち八幡、桑原及び稲荷山地区		午後1時30分から午後3時30分まで	千曲市大字八幡3311番地 千曲市八幡公民館

千曲市のうち埴生、 屋代及び粟佐地区	10月4日 (火)	午前10時 30分から 正午まで 及び午後 1時から 午後3時 30分まで	千曲市大字桜堂 570番地 千曲市埴生公民館
下水内郡栄村のうち 秋山地区	10月5日 (水)	午後2時 から午後 4時30分 まで	下水内郡栄村大字 塚18281番地 秋山郷総合セン ターとねんぼ
下水内郡栄村のうち 西部、東部及び水内 地区	10月6日 (木)	午前9時 30分から 正午まで	下水内郡栄村大字 北信3433番地 栄村役場

ものづくり振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人絆
- 3 代表者の氏名
古里隆浩
- 4 主たる事務所の所在地
上水内郡信濃町大字野尻3884番地の258
- 5 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者及びその家族に対して、人と人との心のつながり「絆」を大切に、地域に根ざした介護サービス及び必要とされる援助を提供し、誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等
別表のとおり
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
別表のとおり
- (4) 納入場所
別表のとおり
- (5) 入札方法

別表の調達番号ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 調達をする物品等に関し、メンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。